

高齢者保健福祉計画案、障がい福祉計画案への 意見を募集しています!!

●パブリック・コメントとは

公的な機関が政策や条例などを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きのことをパブリック・コメントといいます。鞍手町では、住民参画制度の手法の一つである「パブリック・コメント制度」を導入し、住民の皆さんの多様な意見・情報等を計画に反映させることにしています。また、提出された意見については鞍手町の考え方とともに公表を行います。

●提出方法は？

▽指定の様式で提出

公共施設に備え付けている指定の様式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。なお、指定の様式は町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 役場福祉人権課窓口への持参
- ② 郵便またはファックス

* 指定の様式を利用できない場合は、

- ① 住所、② 氏名、③ 連絡先、④ 提出日、⑤ 意見を明記した用紙を提出してください。

▽町ホームページから提出

パソコン・スマートフォンなどから意見の提出ができるよう、町ホームページには『パブリック・コメント専用フォーム』を設置していますのでご利用ください。

●計画案の情報入手方法は？

多くの意見をいただけるよう、次の公共施設で公表するほか、町ホームページにも掲載します。

▽公表場所 役場、中央公民館、くらしの郷

▽町ホームページ

<http://www.town.kurate.lg.jp>

●計画案の公表期限

3月15日（木）



●問い合わせ及び提出先

高齢者保健福祉計画については役場福祉人権課高齢者支援係、障がい福祉計画については福祉係
☎ 42局2111番（共通）、FAX・42局5693番（共通）まで

高齢者保健福祉計画について【担当：福祉人権課高齢者支援係】

高齢者保健・福祉サービス提供を総合的に推進するため、平成30年4月からの3年間を計画期間として策定するものです。

障がい福祉計画について【担当：福祉人権課福祉係】

障がい福祉サービス等の事業を総合的に推進するため、平成30年4月からの3年間を計画期間として策定するものです。



意見提出期限 3月15日（木）

パブリック・コメントの流れ

